

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第6号

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則
 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
1～3 略		1～3 略	
4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務	略	4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務	略
<u>5 特例条例別表第1の51の2の項(10)の規則で定める事務</u>	<u>風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年香川県規則第39号）第5条の規定による届出の受理</u>	5 特例条例別表第1の54の項(20)の規則で定める事務	略
6 特例条例別表第1の54の項(20)の規則で定める事務	略		
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
1～28 略		1～28 略	
<u>29及び30</u>	<u>削除</u>	<u>29 特例条例別表第2の29の項の規則で定める書類</u>	<u>風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年香川県規則第39号。以下この項において「規則」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの</u> (1) <u>規則第2条（規則第6条において準用する場合を含む。）及び第7条第2項に規定する申請書</u> (2) <u>規則第5条及び第7条第1項に規定する届</u>
		30	削除
31～36 略		31～36 略	

附 則
この規則は、平成25年4月1日から施行する。